

概要版

岡崎市 市民協働推進計画



平成22年3月
岡崎市



岡崎市市民協働推進計画を策定しました

計画策定の趣旨

- 法が求める画一的で公平な行政サービスだけでは、多様化する市民の価値観や地域特性に配慮した対応には限界があります。
- 自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を活かした地域社会を実現することが必要です。

そのため…

「岡崎市市民協働推進条例」
第7条に定める基本施策を推進する、
「岡崎市市民協働推進計画」
を策定しました。

計画期間等

- 計画期間は平成22年度から平成26年度の5年間とします。
平成25年度に実施事業の評価、平成26年度に計画の見直しを行います。

市民協働
推進計画

H21

H22

H23

H24

H25

H26

H22年度～H26年度実施

第二次計画へ

評価

見直し

市民協働の理念（岡崎市市民協働推進条例（平成21年3月制定）より）

- 市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。
- 市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。
- 市民協働の推進は、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。
- 市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てます。



市民協働の現状

市民活動団体

町内会

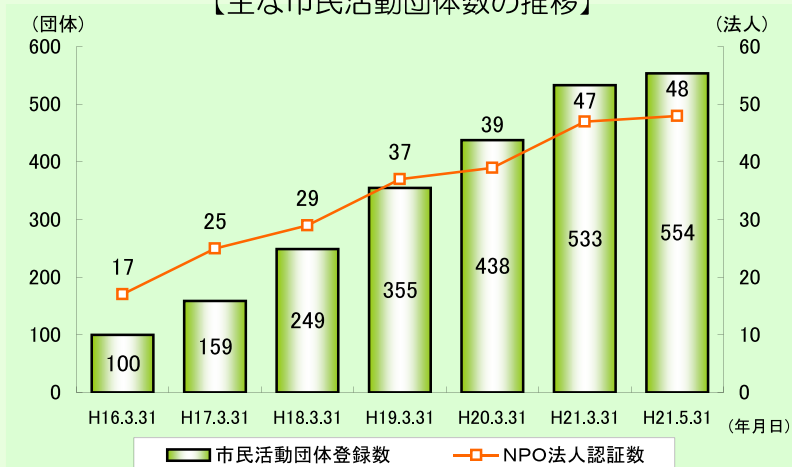
一定の地域内に住む人々が結成する任意の団体で、地域課題の検討や地域の清掃活動・環境美化、敬老会などの福祉活動、災害時のボランティア活動、防犯パトロールなど、様々な地域支援活動を行っています。

NPO法人・市登録市民活動団体

本市全体で48のNPO法人が保健・医療・福祉、文化・芸術、子ども、社会教育分野など様々な分野において活動を行っています。また、本市では、市民活動団体の登録制度を設けています。登録市民活動団体数は年々増加しており、554団体が登録しています。

(平成21年5月31日現在)

【主な市民活動団体数の推移】

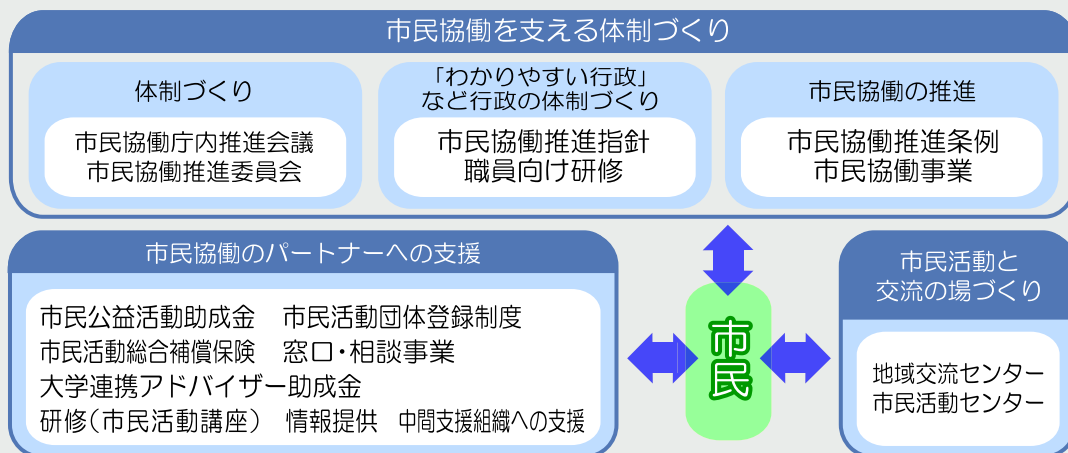


事業者

本市においても、企業の社会的責任（CSR＝Corporate Social Responsibility）を果たすための機運が高まってきており、CSR活動の一環として環境問題への取り組みやボランティア活動への参加、環境美化、防災活動などにおける行政との協働が行われています。

市

市では、平成15年度より、市民協働を推進する施策を、以下のような3つの柱に沿って実施してきました。



市民協働施策の 展 開



とは

今後、本市が市民協働のまちづくりに取り組んでいく上での指針となる「岡崎市市民協働推進条例」に示された基本施策に基づき、実効性のある具体的な施策の展開方法についてまとめます。

基本事業

とは

「岡崎市市民協働推進条例」第7条の基本施策に基づく推進施策の主要事業を円滑に進行するため、計画期間において当面優先的に取り組むべき事業を「基本事業」と位置づけて実施することとします。

基本施策 1

市民協働に関する情報の収集及び提供

1. 多様な広報媒体を利用した 市民活動情報の発信

- ☐ 市民活動情報ひろばによる情報発信及び活用促進
- ☐ 市政だよりを活用した情報発信
- ☐ 市民活動団体ガイドブックによる情報発信
- ☐ 地域交流センター便りによる情報発信
- ☒ メールマガジンの発行（基本事業）
- ☐ 地元メディアを活用した情報発信

2. 市民活動の理解と参加への きっかけづくり

- ☐ 市民公益活動助成金など成果報告会の開催
- ☐ 市民活動講座・シンポジウムなどの開催

3. 市民活動支援機関などとの 連携・情報共有

- ☐ 愛知県との連携・情報共有
- ☐ 他市町村との連携・情報共有
- ☐ 社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携・情報共有
- ☐ 事業者との連携・情報共有
- ☐ 大学、教育機関などとの連携・情報共有

基本事業1 メールマガジンの発行

市民協働に関する多様な情報の提供が求められています。
市民の皆さんのニーズを満たす手法の一つとして、受信を
希望する市民協働の担い手向けに、メールマガジンを発行
し、新たな情報提供を行います。



基本施策 2

市民活動の支援及び推進

1. 市民活動への財政的支援

- 市民活動を支援する助成制度の検討（基本事業）
- 市民活動総合補償保険の運営

2. 市民活動を担う人材の育成

- マネジメント・リーダー育成の研究
- 体験型の学習機会の提供
- 相談事業の展開
- 情報発信力強化研修

3. 事業者による支援

- 事業者による支援に関する研究

4. 中間支援NPOの発展の支援

- 中間支援NPOの発展の支援

5. 市民活動団体登録

- 市民活動団体登録の促進
- 市民活動団体の公益活動の定義の明確化（基本事業）

基本事業2 市民活動を支援する助成制度の検討

様々な分野の市民活動団体の活動が活性化するように、既存の「市民公益活動助成金事業」を見直し、市民活動団体への資金面の支援を検討します。

基本事業3 市民活動団体の公益活動の定義の明確化

「市民活動団体登録制度」の公益活動の定義を明確にするなど、より適切な制度になるよう、見直しや検討を行います。

基本施策 3

市民活動団体等の連携の推進及び強化

1. 市民協働の担い手の連携の推進及び強化

- 市民活動団体交流会の実施
- 市民活動団体などの連携体制の検討（基本事業）
- メーリングリストを活用した連携

基本事業4 市民活動団体などの連携体制の検討

多くの市民活動団体が、市民活動団体間の連携の推進の必要性を重視しています。市民活動団体間の情報を提供し合い、新たな活動への発展につながるよう、市民活動団体間の連携の推進を図るとともに、その手法や体制づくりについて検討します。

基本施策 4

市民活動拠点の充実

1. 市民活動拠点施設の運営の充実

- 地域交流センター、市民活動センターの運営
- 社会福祉協議会ボランティアセンターの運営
- 各市民活動拠点施設間の連携強化（基本事業）

2. 市民活動拠点施設の機能の充実

- 地域交流センターの事業の充実
- 市民活動センターの事業の充実
- 社会福祉協議会ボランティアセンターの事業の充実

基本事業5 各市民活動拠点施設間の連携強化

市民活動団体の多くが活動拠点として公共施設を利用しており、施設の充実への要望も多くなっています。市内の市民活動拠点間の連携を強化し、市民活動拠点施設のレベルアップを図ります。

基本施策 5

市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

1. 市民協働推進体制の充実

- 市民協働推進体制の整備
- 市民協働事業の検証
- 市民協働推進指針の見直し

2. 市民協働コーディネーターの養成

- 市民協働コーディネーターの養成（基本事業）

3. 市民参加・参画手法の推進

- パブリックコメント制度の活用
- ワークショップ手法のマニュアル作成

4. 本市職員の意識改革

- 職員研修の充実
- 職員の市民活動への自主的・主体的参加の推進

5. 市民協働事業の仕組みづくり

- 市民協働事業の仕組みづくり

6. 財政的措置の研究

- 安定財源の確保

基本事業6 市民協働コーディネーターの養成

市民協働の事業を円滑に進める上では、パートナー同士のつなぎ役となるコーディネーターの存在が欠かせません。地域交流センターや市民活動センターなどの拠点施設を活用し、地域の身近なところで市民協働事業の推進、円滑な実施をサポートできる市民協働コーディネーターの養成を目指します。

基本施策 6

その他市民協働及び市民活動を推進するため必要と認めるもの 町内会活動の活性化

1. 市民協働に関する情報の収集及び提供

- 各種事業の情報発信
- 町内会活動研修会の開催

2. 市民活動の支援及び推進

- 市民活動総合補償保険の運営
- 相談事業の展開
- マネジメント・リーダー育成の研究

3. 市民活動団体などの連携及び強化

- 市民活動団体などの連携体制

4. 活動拠点施設の充実

- 地区集会施設整備事業費補助金
- 市民ホームの利用

5. 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援

- 各地域の課題解決の研究（基本事業）
- 市民協働コーディネーターの養成

基本事業7 各地域の課題解決の研究

町内会が地域課題の解決に積極的に取り組める体制づくりを支援し、減災力や犯罪抑止力を高めていくなど、各地域の課題解決を図るための研究を実施します。



市民協働推進に向けたそれぞれの役割

市民は、

地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めます。

市民活動団体※は、

自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めます。

※市民活動団体：市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

（市民活動団体は、大きくは地域コミュニティ型の市民活動団体とテーマ型の市民活動団体に分けられます。）

- 地域コミュニティ型市民活動団体：一定の地域に住む人たちが、地域住民間の相互扶助を目的として活動する団体（町内会、学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会など）
- テーマ型市民活動団体：地域コミュニティによるつながりではなく、福祉や環境、教育など特定の目的を共有し、その実現をめざして活動する団体

事業者は、

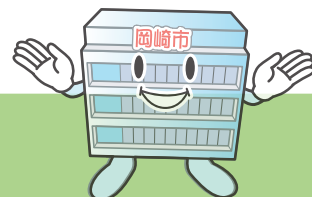
地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めます。

市は、

市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めます。
この努力規定に基づき、本計画を策定し総合的、計画的に市民協働を推進していきます。



岡崎市市民協働推進計画 概要版 平成22年3月



編集/発行 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市市民文化部市民協働推課

TEL (0564) 23-6491

FAX (0564) 23-6667

URL <http://www.city.okazaki.aichi.jp>



古紙パルプ配合紙を使用しています。

